

平成27年度 第3回京都市公共事業評価委員会

会 議 次 第

開 催 日：平成27年11月17日（火）

開催時間：9時30分～12時00分

開催場所：京都ガーデンパレス2階「鞍馬」（京都市上京区烏丸通り下長者町上ル龍前町605）

議事内容：平成27年度 再評価対象事業，事後評価対象事業の審議

（再評価対象事業は前回審議し，現地視察を行った事業）

京都市公共事業評価委員会事務局からのお知らせ

京都市公共事業評価委員会のこれまでの取組につきましては，下記ホームページを御覧ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/79-8-3-0-0-0-0-0-0.html>

京都市公共事業評価委員会委員名簿

任期：平成27年4月 1日～平成29年3月31日

※任期：平成27年5月18日～平成29年3月31日

敬称略・五十音順

氏 名	役 職 等
おおやま おさむ ○大山 理 (再任)	大阪工業大学工学部 都市デザイン工学科准教授
くわばら たけし 桑原 毅 (再任)	京都新聞社論説委員
とくひさ きょうこ 徳久 恭子 (再任)	立命館大学法学部法学科教授
と だ けいいち ◎戸田 圭一 (新任)	京都大学経営管理大学院教授
なかがわ え み こ 中川 恵美子 (再任)	京都市地域女性連合会副会長
ひろおか かずあき 廣岡 和晃 (新任) ※	連合京都事務局長
まいたに か すみ 舞谷 佳澄 (新任) ※	京都経済同友会幹事
みやざわ かずとし 宮澤 和俊 (新任)	同志社大学経済学部教授
めぐり 廻 はるよ (新任)	京都造形芸術大学芸術学部 空間演出デザイン学科教授

◎：委員長 ○副委員長

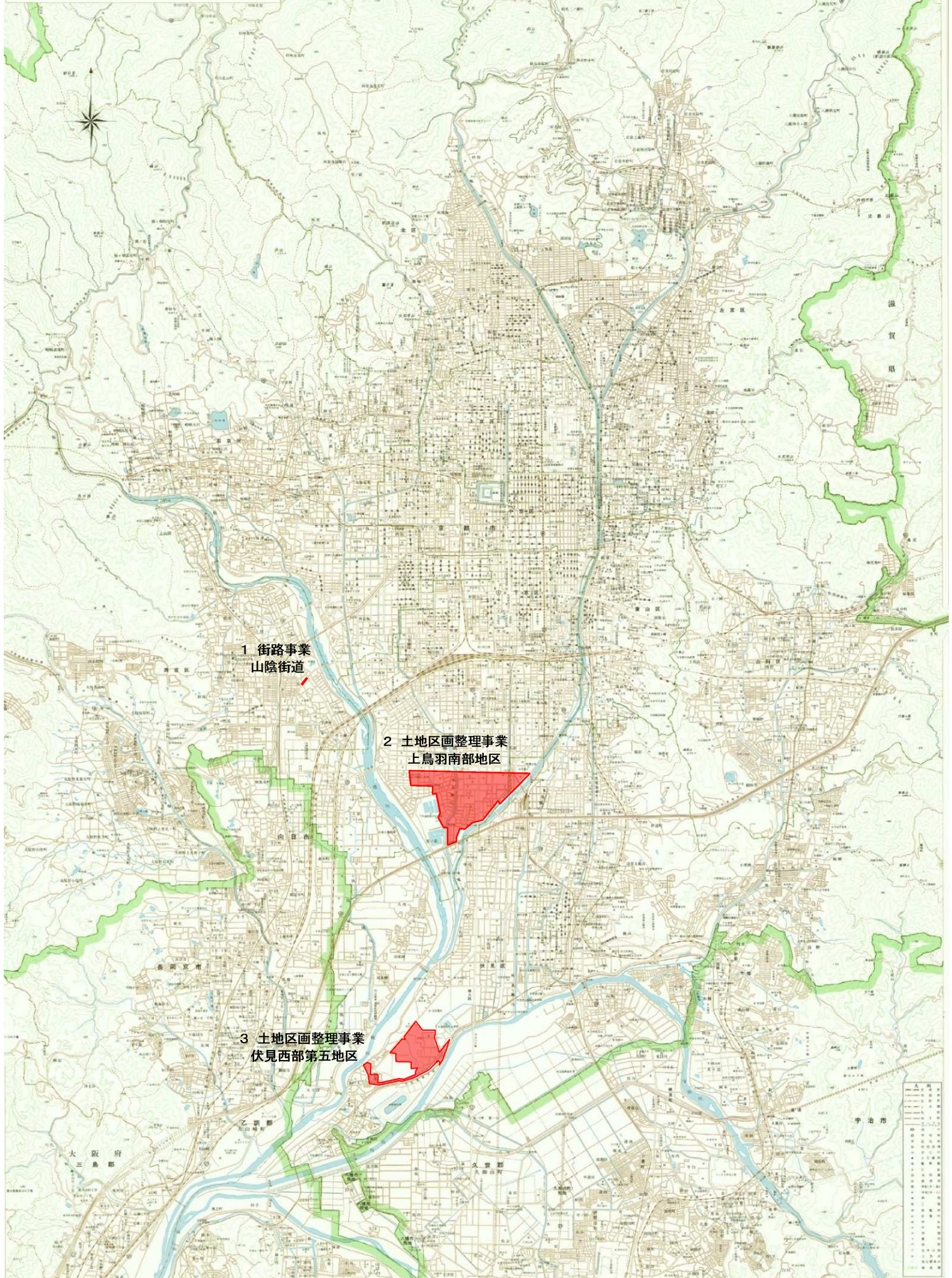
平成 27 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
- ②事業採択後10年間（廃棄物処理施設整備事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
- ③再評価の実施後5年間（下水道事業については10年間）を経過した時点で継続中の事業
- ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
- ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	備考
街路事業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2	③	26	平成 22 年度 再評価実施
土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	45	平成 22 年度 再評価実施
	3	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13	③	15	平成 22 年度 再評価実施

京都市街図 平成27年度 再評価対象事業箇所図



平成 2 7 年 度 事 後 評 価 対 象 事 業 一 覧

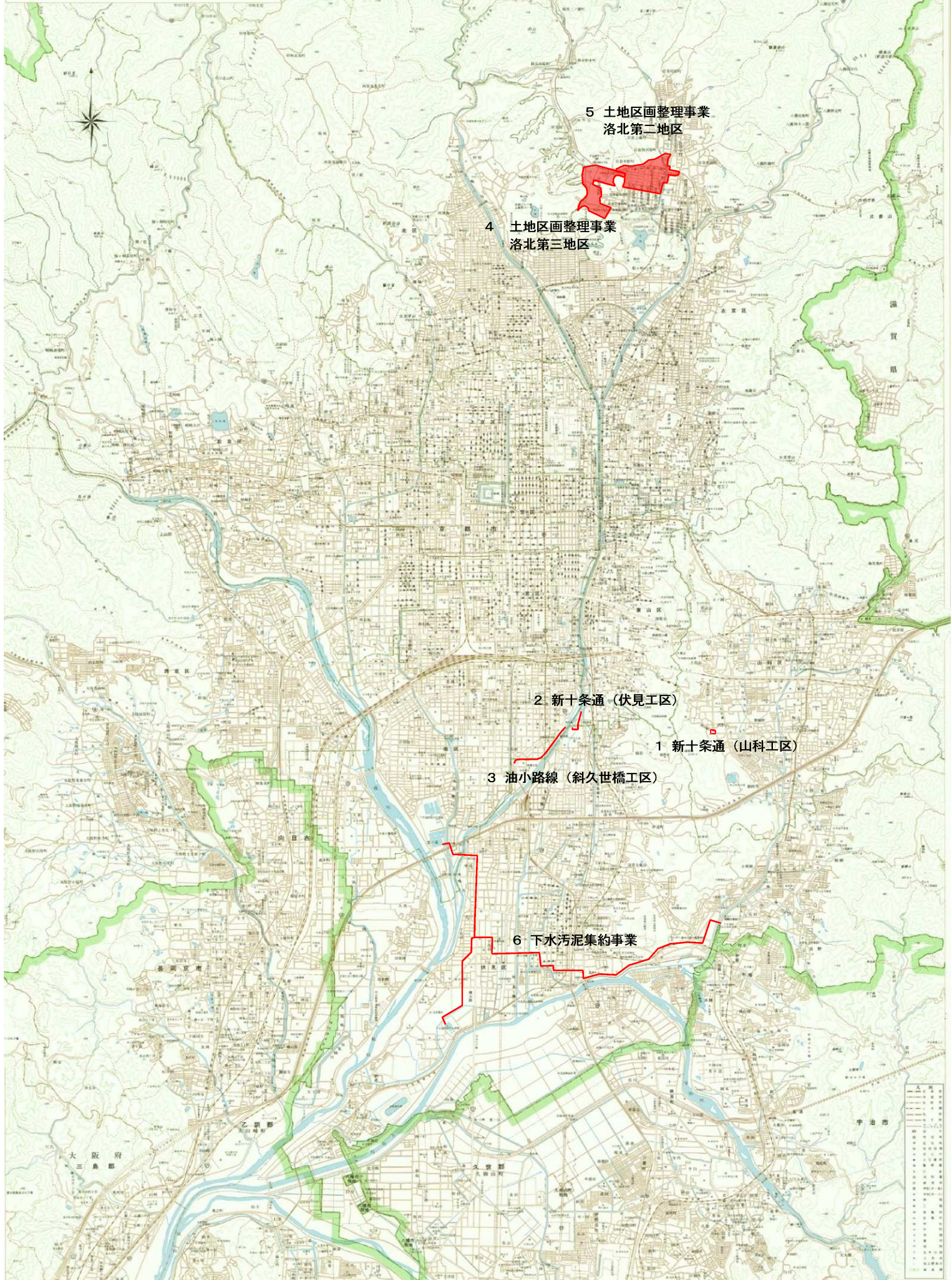
事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業

②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種 別	番 号	事 業 名	事業概要	採択 年度	該当 条件	完了 年度	備 考
街 路 事 業	1	新十条通 (伏見工区)	延長 L=851m 幅員 W=7.5~77.0m	H7	①	H20	
	2	新十条通 (山科工区)	延長 L=50m 幅員 W=64.0~73.0m	H7	①	H20	
	3	油小路線 (斜久世橋工区)	延長 L=1.5km 幅員 W=9.5m	H18	①	H22	
土 地 区 画 整 理 事 業	4	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	①	H25	
	5	洛北第二地区	面積 A=53.4ha	S53	①	H26	
下 水 道 事 業	6	下水汚泥集約事業	送泥管 石田～鳥羽 L=9.5km 伏見～鳥羽 L=4.8km	H20	①	H24	

京都市街図 平成27年度 事後評価対象事業箇所図



傍聴にあたっての注意事項

事務局

○ 傍聴にあたっては、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等の会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) 携帯電話等の機器の電源を切っておくこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

○ 傍聴される方は、必ず係員の指示に従ってください。

○ 公開の議事であっても、審議の内容により会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承願います。

○ 以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。